

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 8 月の国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 49 年 4 月から 52 年 9 月まで
④ 昭和 52 年 10 月から 55 年 2 月まで
⑤ 昭和 55 年 8 月
⑥ 昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月まで
⑦ 昭和 60 年 4 月から 62 年 12 月まで

申立期間①及び②については、A市B区役所へ定期的に国民年金保険料の納付に行っており、この期間の分だけ保険料が未納ということは無い。

申立期間③から⑦については、一時期、自営していた店の支払いを優先したため、国民年金保険料が未納となった時期があるが、その分については後でまとめて納付しており、この期間の保険料が未納ということは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤については、社会保険事務所の記録では、国民年金保険料の申請免除期間とされ、また、昭和 55 年 3 月から同年 7 月までの期間及び同年 9 月から 57 年 3 月までの期間についても同様に保険料の申請免除期間とされているものの、申立人は、これらの期間について毎月、1 か月分ずつ定期的に保険料を追納しており、申請免除を解消しようという意欲が強かったと思われ、追納済みの期間に挟まれた当該期間のみ追納しなかったとするのは不自然である。

一方、申立期間①から④、⑥及び⑦については、申立人の国民年金保険料の納付に係る記憶が定かでなく、保険料の納付状況、納付金額等が不明である。また、申立期間①から④については、A市B区役所が保管する国民年金被

保険者名簿及び社会保険庁の記録によれば、申立人の夫の納付記録も、申立人と同様に国民年金保険料の未納期間若しくは申請免除期間となっていることが確認でき、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間⑥のうち、昭和 57 年 4 月から 59 年 9 月までの期間については、申立人の夫の記録は納付済みとなっているものの、当該期間直前の追納日は申立人とは異なっており、申立人が夫と一緒に納付したものとは考えにくい。

加えて、申立期間⑦については、申立人は、平成 2 年 3 月に当該期間直後の昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから判断すると、この時点において、申立期間⑦に係る保険料を納付する意思はあったと考えられるものの、時効により納付することができず、このため、申立期間⑦は、未納のままにされたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立人の申立期間のうち、昭和 55 年 8 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から 51 年 3 月まで
昭和 36 年 4 月に国民年金に加入して以来、妻が地域の納税組合長に継続して夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。払わなかったことは一度も無いと認識していたのに、当該期間が社会保険庁の記録では未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 36 年 2 月 24 日に申立人の妻と連番で払い出されていることが確認でき、申立人は、同年 4 月から 60 歳到達前の 58 年 6 月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の妻は、60 歳に到達するまでの国民年金加入期間について、申立期間を含め、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人及びその妻の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間は 9 か月と比較的短期間である上、申立期間当時、申立人は自営業に継続して従事し、収入に変化は無かったとしているとともに、申立人の居住地区においては、隣組費、税金及び国民年金保険料は納税組合を通じて納付されていたことが確認できる。

加えて、当時の納税組合長からは、申立人を含め居住地区内の住民全員分の国民年金保険料を集金日当日に集金しており、その際、未納や遅延があったという記憶は無いとの供述が得られることから、申立人が申立期間についてのみ国民年金保険料を納付していないとされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から同年12月まで
② 昭和40年1月から42年9月まで

国民年金制度発足当時、私の母親が私の国民年金の加入手続を行い、集金人に保険料を納付してくれていた。昭和39年9月に結婚した後は、自分で保険料を集金人に納付しており、同年10月からの3か月分は還付したとのことだが、還付を受けた記憶は無い。

申立期間について未加入とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和36年4月23日に申立人及びその母親の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されていることが確認できるとともに、A市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の納付記録により、同年4月から37年3月までの期間及び申立期間①を含む38年4月から39年12月までの期間の国民年金保険料については納付済みの記録となっているとともに、申立人が所持する国民年金手帳の昭和39年度の印紙検認欄により、申立期間①の国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

また、A市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立人が昭和39年10月1日に国民年金被保険者資格を喪失したことをうかがわせる記載が確認できるものの、当該国民年金被保険者名簿の還付記録欄及び申立人が所持する国民年金手帳の前納保険料還付記録欄には、申立期間①の国民年金保険料を還付した旨の記載は無く、加えて、社会保険事務所には申立人に係る還付記録は保管されていない上、申立人に係る特殊台帳も無く、申立期

間①に係る国民年金保険料を申立人に還付した事実を確認することができないことから見て、当時還付手続が行われていなかったものと推認される。

一方、申立期間②については、申立人が所持する国民年金手帳の当該期間の国民年金印紙検認記録が空欄であることが確認できるとともに、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から、当該期間に係る国民年金保険料を過年度納付又は特例納付により納付したとの主張も無い。

このほか、申立人が申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

申立期間の保険料納付記録を照会したところ、保険料が納付されていた記録は確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間の国民年金保険料は、A市B区の自宅で集金人に3か月ごとに納付していたので回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後は、直ちに国民年金被保険者種別を変更して国民年金保険料を納付し続けており、また、A市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人の夫が厚生年金保険に加入中の昭和 51 年 11 月に任意で国民年金に加入したことが確認でき、申立人の年金制度に対する理解は深く、保険料の納付意識も高かったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人の居住しているA市B区では、申立人の供述どおり集金嘱託員（集金人）による国民年金保険料の戸別徴収が行われていたことが確認される上、申立人の住所や申立人の夫の勤務先に変更が無かったことから生活状況に大きな変化も無かったことがうかがえ、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付しない特別な事情が認められないことを踏まえると、申立人が申立期間のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は、自身の厚生年金保険の被保険者資格喪失に伴う国民年金の任意加入被保険者資格の取得、及び国民年金制度の改正に伴う国民年金の第3号被保険者への切替手続なども適切に行っていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 8 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月から 48 年 3 月まで

申立期間の保険料納付記録を照会したところ、保険料が納付された記録は確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間の国民年金保険料は、私が、農協又は集金人へ夫婦二人分を納付していたので回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 37 年 8 月 30 日に夫婦連番で払い出されているとともに、申立人及びその夫のそれぞれの国民年金手帳の昭和 46 年度の検認記録から、夫婦二人の国民年金保険料は同一日に納付されたことが確認できる。

さらに、申立期間において、申立人が自身とその夫の国民年金保険料を一緒に納付していたとしている上、申立期間に係る申立人の夫の国民年金保険料は納付済みの記録であることが確認できることから、申立人の国民年金保険料のみが納付されなかったとすることは不自然である。

加えて、申立期間前後の期間において、申立人の住所に変更が無い上、生活状況にも大きな変化は無いことがうかがえ、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付しない特別な事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの期間、37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間及び 43 年 4 月から 44 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで
③ 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

当時、私は国民年金保険料を払えないような状況ではなく、国民年金保険料は集金人に払っていたので、申立期間について未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 36 年度国民年金印紙検認台紙の 4 月から 9 月までの欄に、当時の国民年金保険料の国民年金印紙が貼^はってあり、その上に昭和 36 年 9 月 12 日の日付で、「A 市企」と記載された検認印が押してあることから、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立期間②及び③については、それぞれ 12 か月と比較的短期間であるとともに、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされている上、申立人は当該期間を除く約 15 年間にわたる期間について国民年金保険料をすべて納付していることから見て、当該期間についてのみ納付しなかったとするのは不自然である。

また、前出の昭和 36 年度国民年金印紙検認台紙については、切取線に割印を押し、切り離して社会保険事務所に進達すべきものであるにもかかわらず、割印が押されていない上、切り離して進達されてもおらず、行政側の事務処理が不適切であったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月31日から10年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

平成10年1月1日付けでA社B事業所から同社C事業所に転籍しているが、継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録並びにA社C事業所が提出した離職証明書、人事異動記録及び給与台帳から判断すると、申立人が同事業所に継続して勤務し（平成10年1月1日にA社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における平成9年11月の社会保険事務所の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないとしている上、事業主が資格喪失日を平成10年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを9年12月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料につい

て納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和20年8月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月17日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に事務職として勤務していた申立期間における被保険者記録が無いとの回答があった。

C社に入社し、その後、社名がA社から現在のB社に変わっているが、申立期間を含め継続して在籍していたことは事実である。在籍期間のうち、昭和19年1月から20年8月までは、徴用工として召集されているが、この間も給与は継続してA社から受けていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人の経歴書、及び申立人の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたものと認められる。

また、当時、A社に申立人と同じ事務職として勤務していた同僚4人に聴取したところ、うち3人は、「申立人はC社に入社し、私と同じ事務職として、終戦後も継続して勤務していた。」と供述しており、残りの一人も、「申立期間当時、申立人は、私と同じ事務職として勤務していたと記憶している。」と供述しており、これら4人の同僚は、いずれも、申立期間当時、A社における厚生年金保険の被保険者であることが確認できる。

さらに、B社では、「申立期間は、当社の創立前の期間であり、当時の申

立人に係る保険関係書類等は保存されておらず、保険料の納付については確認できないが、申立期間当時、申立人は正社員であることが確認できるため、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和20年12月の社会保険事務所の記録から、100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、当時の関係資料は保存されておらず不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和47年4月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4万8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和47年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を同年3月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和47年3月31日から同年8月1日までの期間が被保険者期間でないとの回答を受けた。

昭和40年にB社に入社し、47年4月ごろにA社に移籍し、現在もA社に勤務している。B社及びA社が作成した在職証明書及び年金支払明細を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和47年8月1日に新規に厚生年金保険の適用事業所となっているため、申立期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所とはされておらず、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人を含む5人は、いずれも同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、同社が保管する給与台帳により確認できる。また、同社は昭和 47 年 2 月 1 日に法人登記されたことが確認できる。

さらに、A社に保管されている健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認並びに標準報酬決定通知書において、申立人を含む5人全員の届出が昭和 47 年 4 月 1 日付けで同年 6 月 16 日に社会保険事務所において受け付けられたことが確認できる。

加えて、A社は、上記資格取得届及び給与台帳により、昭和 47 年 4 月 1 日においては厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたことが確認できることから、適用日を同年 8 月 1 日とすべき特段の理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、A社は昭和 47 年 4 月 1 日付けで適用事業所としての要件を具備したものとして、新規適用にかかる届出を社会保険事務所に行ったにもかかわらず、申立人の資格取得日が事実と異なる日付（昭和 47 年 8 月 1 日資格取得）で記録されたものと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認並びに標準報酬決定通知書において確認できる標準報酬月額から、4万8,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和 47 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間について、雇用保険被保険者記録、A社から提出された給与台帳（給与明細書）の写し及びB社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の写しなどにより、申立人がB社からA社に継続して勤務し（昭和 47 年 3 月 31 日にB社からA社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料をA社により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与台帳において確認できる報酬月額及び控除保険料額から、3万9,000円とすることが妥当である。

一方、上記のとおり、社会保険庁の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 47 年 8 月 1 日であるが、同社は同年 2 月 1 日に法人として設立登記され、給与台帳により申立人を含む5人の従業員が在籍していたことが確認できることから、当該期間においても厚生年金

保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主は、申立人の当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められる上、社会保険事務所が、A社が適用事業所となる前の保険料に係る納入の告知を行うことは考え難いことから、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和30年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年1月1日から同年2月1日まで
平成4年に年金記録を確認した際に、昭和30年1月1日から同年1月31日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。
昭和28年にA社C支店に入社して以来、平成5年に同社を退職するまで継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和30年1月1日にA社D出張所から同社C支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和30年2月のA社C支店に係る社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「保管期限を過ぎているため資料は無いが、社会保険事務所に保険料を納付した。」と主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の事業主における資格喪失日に係る記録（昭和24年8月1日）、及び資格取得日に係る記録（昭和24年9月30日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月から24年3月5日まで
② 昭和24年8月1日から同年9月30日まで

社会保険事務所に船員保険被保険者期間を照会したところ、A社（現在は、B社）における申立期間①及び②に係る加入期間の記録が無いことが分かった。

保険料控除等の事実が確認できる資料は無いが、昭和20年3月に国のC学校（現在は、D学校）を修了後、21年4月から26年6月まで継続して申立事業所に勤務していたのは間違いないので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保有する申立人に係る船員保険被保険者記録によれば、申立人は、昭和24年3月5日にA社において船員保険被保険者資格を取得後に同年8月1日に同資格を喪失、同年9月30日に同社において同資格を再取得し、その後26年6月23日に同資格を再喪失した記録となっており、申立期間①及び②の被保険者記録は無い。

しかしながら、申立期間②については、B社が保管するA社作成の普通船員履歴簿により、申立人は昭和24年3月11日にA社所有のE丸に乗船し、25年9月4日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、昭和17年から25年まで存在していた事業主が作成した社会保険事務

局保管の船員保険被保険者票により、24年8月1日付けで申立人に係る標準報酬月額が改定が行われていること、及び当該日付で甲板見習から甲板員に昇格していることが確認できることに加え、B社に照会した結果、「当社が保管する普通船員履歴簿及び船員保険被保険者台帳から、申立人は昭和24年3月から26年6月までは継続して勤務していたはず。」と供述している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和24年8月の社会保険事務局保管の船員保険被保険者票の記録から、4,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の資格喪失及び取得届など、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格得喪に係る届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年8月の保険料の納付の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、B社が保管する普通船員履歴簿において、申立人が当該期間において勤務していたことを確認できないとともに、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る船員保険被保険者名簿においても、当該期間における申立人の船員保険の被保険者記録は確認できない上、申立人は、船員手帳を所持しておらず、申立人が当該期間において、申立事業所で勤務していたことを確認することができない。

また、申立人は、昭和20年3月に修了した国のC学校の同期生で、申立事業所に同時に入社した複数の同僚がいたと主張しているものの、申立人の当該同僚の名前に関する記憶は明確ではなく、当時の状況について同僚からの供述も得られないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による船員保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、D学校が保管する国のC学校の修了証書台帳によれば、申立人は昭和23年12月4日に入所し、24年3月4日に修了したとの記録が確認できるものの、20年3月の当該修了証書台帳には申立人の名前は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年7月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年7月22日から同年8月6日まで

A社本社から同社B支店に転勤になった時の1か月間の厚生年金保険の加入記録が無い。継続して勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び申立人の同僚の供述並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立事業所に継続して勤務し（昭和41年7月22日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社B支店における申立人に係る昭和41年8月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が保管されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和42年11月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月31日から同年11月9日まで

A社C工場からD社に異動した時、会社の書類上の過誤により、厚生年金保険の加入記録が1か月、空白になっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社本社人事部の回答及び同社が保管している厚生年金基金加入員を記録した台帳により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務していたことが認められるとともに、同社は、「申立期間に係る厚生年金保険料について、申立人の給与から控除されていたと推定できる。」と回答している。

また、B社本社人事部は、「申立人の当該異動は、企業グループ内の在籍出向であるが、異動手続の際に、事務上の過誤によって厚生年金保険記録に1か月の空白が生じてしまったものである。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間直前の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書におい

て、資格喪失日が昭和 42 年 10 月 31 日と記録されている上、事業主が届出に関し、過誤があったことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 10 月から 49 年 1 月までの期間及び 51 年 7 月から 55 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月から 49 年 1 月まで
② 昭和 51 年 7 月から 55 年 3 月まで

国民年金制度ができた当初から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、A市B町（後にA市C区B。現在は、同市D区E）に転入後、A市C区役所（現在は、A市D区役所）で確認したところ、職員から相当長期の国民年金保険料の未納期間があるとの指摘を受け、その職員から「このままでは年金の受給はできない。」と言われ、納得できなかったが、やむを得ず一括して国民年金保険料を納付した。その時、職員から「これで国民年金保険料の未納は無い。」と説明を受けたので、私の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が居住していたF市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿においては、昭和 36 年 4 月から 39 年 9 月までの検認記録が確認できるものの、その後の国民年金保険料の納付記録は確認できず、同名簿の備考欄には、「41 年 12 月 26 日付不在確認」、「40.8.23 転出 A市B町 803 へ」と記載され、また、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳においても昭和 40 年度欄には、「時効消滅」、備考欄には「不在判明・41.12.26」、「昭和 44 年 4 月 30 日Gから移管」と記載されていることが確認できることから、F市においては、申立人は所在不明扱いとされた結果、申立期間①に係る国民年金保険料は未納のままとされたものと推認することができる。

申立期間②については、A市D区役所が保管する申立人の国民年金被保険

者名簿の受付年月日欄には「55.6.11A市」と記載されていることから見て、申立人は、昭和55年6月11日において、A市C区役所に国民年金に係る転入手続を行ったものと思われ、当該転入手続時点においては、申立期間②に係る国民年金保険料は納付されていなかったものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、昭和55年6月の国民年金に係る転入手続後にA市C区役所において未納とされていた国民年金保険料を一括で納付したと申し立てているものの、一括で納付したとする時期及び納付金額に関する申立人の記憶は明確でなく、仮に第3回目の特例納付により納付したとすれば、納付すべき国民年金保険料額は、申立人が納付したとする金額とは大きく相違するほか、区役所においては、過年度納付及び特例納付の国民年金保険料を収納することはできないことから申立内容には不自然な点があると考えざるを得ない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、このほか、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1203

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 1 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から 54 年 3 月まで

昭和 41 年ごろ、実の父親に国民年金の加入手続をしてもらい、42 年 1 月からは自分で保険料を払ったと記憶している。

国民年金保険料の金額や納付場所については、はっきりと憶^{おぼ}えていないが、口座振替で払っていたように思う。

また、いつのころかは憶^{おぼ}えていないが、国民年金保険料の未納分を一括で払えることを聞き、未納の保険料があれば払おうと役所まで出向いたが、担当者から、「奥さんの場合は今から 60 歳まで保険料を払えば、前のご主人が会社勤めをしていた時の未加入期間等を合わせると年金がもらえます。」と言われて、その時は保険料を払わずに済んでよかったと思^{おぼ}ったことを憶^{おぼ}えている。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 54 年 3 月であることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、41 年ごろに申立人の国民年金への加入手続を行ったとする父親は既に死亡しており、41 年時点における申立人の国民年金への加入状況等は不明である。

また、申立人は、昭和 42 年 1 月から自身で国民年金保険料の納付を始め、納付は口座振替で行っていたと申し立てているものの、A 市に照会した結果、同市において、口座振替による保険料の収納を始めたのは、48 年 10 月からであるとの回答が得られており、申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが確認できる昭和 54 年 3

月の時点において、申立人の被保険者資格の取得日は、申立人の前夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失し、申立人が強制加入被保険者とされた 48 年 8 月の時点にさかのぼるに止まり、それ以前の期間は、国民年金の未加入期間とされたものと認められることから、申立人は、申立期間のうち、42 年 1 月から 48 年 7 月までの期間の保険料は納付することができなかったと考えられる。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、第 3 回目の特例納付の実施期間中であるものの、申立人からは、特例納付の実施時期と推認される時期に一括納付のため、いったんは役所に出向いたものの、「役所職員から任意未加入期間を含めると年金受給資格を満たすとの説明を受け納付することを断念した。」との供述が得られている上、申立人から未納期間に係る国民年金保険料を一括納付したとの主張が無いことを考慮すると、特例納付の実施時期において、申立期間の国民年金保険料は納付されなかったものと考えざるを得ない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1204

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から 38 年 3 月まで
私が 20 歳になった時は学生であったため、父が国民年金の加入手続きをした。3 か月に 1 回、自治会の方が集金に来られて父が納付していたと思う。申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 38 年 9 月 20 日に申立人の国民年金手帳記号番号が申立人の弟と連番で払い出されていることが確認でき、当該記号番号払出時点においては、申立期間の国民年金保険料は、年度の納付期限を経過しているため、A 区役所において収納することができなかったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の申立期間に係る国民年金保険料については、申立人の父親が納付していたと主張しているものの、申立人の弟についても、国民年金被保険者名簿の記録において、申立人と同様、昭和 38 年 4 月から国民年金保険料が納付されていることが確認でき、申立人の父親は、申立人に係る国民年金の加入手続きを行った時点から年度内の同年 4 月にさかのぼって国民年金保険料の納付を始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の父親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は、国民年金への加入手続きや国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続きや国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の父親も既に死亡していることから、申立人に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されて

いたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月から 45 年 2 月まで
② 昭和 45 年 3 月から 47 年 3 月まで

夫が昭和 45 年 2 月末に会社を退職し、独立して商店を私と始めた。

国民年金への加入手続は昭和 46 年秋ごろに夫が行い、その時、役所の窓口で「未納の期間を埋めたほうが将来満額もらえる。」と勧められたと聞いた。

夫は、「当日だったか、後日だったかは記憶に無いが、申立期間の保険料全額を一括で支払った。金額は憶えていないが、納付書により納付した記憶は無く、現金で納付し、領収書はもらっていない。仕入れのため常時数万円ほどを手元に持っており、この中から納付した。」と言っている上、これまで公租公課や、借入金、仕入先への支払い、通信・光熱費等の滞納は無く、これは夫の性格であり、国民年金保険料も未納は無いはずである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、当該国民年金手帳記号番号の払出時期は、昭和 48 年 2 月との記録となっているものの、申立人夫婦が所持する国民年金手帳には、そのいずれにおいても 47 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料の検認欄に同年 12 月 23 日付けの検認印が押されていることから、同年 12 月ごろに国民年金への加入手続が行われたものと推認される。

また、申立人は、その夫が申立人の申立期間①及び②に係る国民年金保険料を、夫の昭和 45 年 3 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料とともに一括して納付したと主張しているが、社会保険庁の記録により、申立期間①について

は、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の期間であり、その夫は、当該期間において、厚生年金保険被保険者であることが確認されることから、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、国民年金に任意加入することが必要であるところ、当該手続が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の夫が申立人の申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したとする時点においては、申立期間①の全部及び②の一部の期間（昭和45年3月から同年9月までの期間）は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当時は特例納付の実施期間ではなかったことを考慮すると、申立期間①及び②のすべての期間についての国民年金保険料を一括納付したとするのは不自然である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見受けられない。

加えて、申立人の夫が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から43年6月まで

昭和43年7月に夫が退職した後に、私は36年4月以降の夫婦二人分の国民年金保険料の未納分を、女性の集金人に2回に分けて、さかのぼって支払った。

国民年金保険料は、いつも夫婦二人分を支払っており、私の保険料だけを支払ったことは無い。

夫が60歳になった時に、夫の船員保険と国民年金とで重複した期間の保険料は還付してもらったが、私は、その後も保険料を支払い続けていた。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号が昭和49年11月30日に連番で払い出されていることが確認でき、申立人及びその夫に係る社会保険事務所の特殊台帳及びA市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿により、納付日が確認できる43年7月から50年3月までの国民年金保険料は夫婦同一日に納付されていること、並びにA市B区役所が保管する申立人及びその夫に係る国民年金被保険者名簿において、57年2月に夫婦共に保険料の口座振替手続を行っていることが確認できることから、36年4月から39年9月までの夫の船員保険被保険者期間を除き、国民年金の加入から夫が死亡するまでの間において、夫婦二人は、国民年金保険料を基本的に同一方法により納付していたものと推認される。

また、前出の特殊台帳及び国民年金被保険者名簿により、申立人夫婦は、一緒に、昭和36年4月から39年9月までの期間及び43年7月から47年12月までの期間の国民年金保険料を第2回目の特例納付の実施時期である50年3月及び同年11月に一括納付していることが確認できるとともに、その後に

において、夫の36年4月から39年9月までの国民年金保険料については、船員保険との重複加入を理由として58年8月に還付されていることから判断すると、50年3月の時点においては、申立人の夫の年金記録は、当該期間は未納期間、その直後である申立期間（昭和39年10月から43年6月までの期間）は船員保険の加入期間、43年7月から47年12月までは未納期間とされていたものと推認され、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには任意加入することが必要なところ、申立期間において任意加入していたことをうかがわせる事情は見受けられない上、仮に任意加入していた場合であっても、任意加入の期間である申立期間について国民年金保険料を特例納付することはできなかったものと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 47 年 3 月まで

昭和 45 年 2 月末に会社を退職し、独立して商店を夫婦で始めた。

私が国民年金への加入手続を行ったのは 46 年秋ごろで、その時、役所の窓口で「未納の期間を埋めたほうが将来満額もらえる。」と勧められた。

当日だったか、後日だったかは記憶に無いが、申立期間の保険料全額を一括で支払った。金額は憶えていないが、納付書により納付した記憶は無く、現金で納付し、領収書はもらっていない。

仕入れのために常時数万円ほどの現金を手元に持っており、この中から納付した。これまで公租公課や、借入金、仕入先への支払い、通信・光熱費等の滞納は無く、これが自分の性格であり、国民年金保険料も未納は無いはずである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、当該国民年金手帳記号番号の払出時期は、昭和 48 年 2 月との記録となっているものの、申立人夫婦が所持する国民年金手帳には、そのいずれにおいても 47 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料の検認欄に同年 12 月 23 日付けの検認印が押されていることから、同年 12 月ごろに国民年金への加入手続が行われたものと推認される。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をその妻の昭和 42 年 8 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料とともに一括して納付したと主張しているが、社会保険庁の記録により、申立人の妻の 42 年 8 月から 45 年 2 月までの期間は厚生年金保険被保険者資格喪失の直後であるとともに、申立人は厚生年金保険被保険者であることが確認されることから、申立期間の国民年金保険料を納付

するためには、申立人の妻が国民年金に任意加入することが必要であるところ、当該手続が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする時点においては、申立期間の一部（昭和 45 年 3 月から同年 9 月までの期間）は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当時は特例納付の実施期間ではなかったことを考慮すると、申立人が、その夫婦の申立期間すべてについての国民年金保険料を一括納付したとするのは不自然である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見受けられない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から55年3月までの期間及び平成9年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月から55年3月まで
② 平成9年6月

社会保険事務所の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。申立期間①の最初のころは、勤務先であるA市役所地階にある銀行で、給料日ごとに国民年金保険料を納付し、その後は勤務先が変わったが、勤務先近くの銀行で保険料を納付してきた。

申立期間②についても、国民年金保険料を納付していたと記憶している。

国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年7月ごろに払い出されたことが確認でき、申立期間①のうち、47年12月から53年3月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することができなかつたものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、A市B区役所から送付された納付書により、最初のころは、毎月給料日に国民年金保険料を最寄りの銀行で納付していたと供述しているが、A市役所に対する調査結果から、昭和47年度までは、国民年金保険料は市役所本庁及び区役所窓口での納付又は集金嘱託員の集金による納付であったことが確認でき、保険料の納付方法が申立てと相違している。

申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録により、平成13年12月28日に、申立人が9年6月28日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年7月1日に同資格を再取得したことに伴う国民年金の被保険者資格の取得

及び喪失の変更手続が行われていることが確認できることから、申立人は、同年6月28日に厚生年金保険被保険者の資格喪失後、ただちには国民年金の種別変更手続を行っておらず、当該期間当時は、国民年金に未加入であったと推認される。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたこと示す関連資料（家計計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 8 月 1 日から 51 年 9 月 20 日まで
② 昭和 52 年 9 月 1 日から 53 年 6 月 20 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①において勤務していたA社及び申立期間②において勤務していたB社における被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、A社では、「申立期間における厚生年金保険の資格取得、喪失等の資料について事実関係を確認したが、申立人の記録は確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚は、それぞれ、「申立人が勤務していた記憶はあるが、当時、短期間で辞める者が

多く、見習期間が設けられていたため、正社員ではなかったのではないか。」「申立人に係る記憶は無く、厚生年金保険の適用についても分からない。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった可能性がうかがえる。

- 2 申立期間②については、申立期間の一部について雇用保険被保険者記録が確認できることから、当該期間において申立人がB社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、当該事業所では、「当時の厚生年金保険に関する書類は現存しているが、申立人の記録は確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚4人に聴取したところ、いずれも申立人に係る記憶は無く、うち一人は「当時、厚生年金保険に加入すると給料の手取額が少なくなるとして、年金に加入していない者もいた。」、残りの3人は、「当時の厚生年金保険の適用については分からない。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった可能性がうかがえる。

- 3 申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、両申立期間において、国民年金に加入しており、国民年金保険料も納付済みとなっている。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月10日から29年3月15日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）C事業所に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

昭和26年4月に入社し継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和29年3月15日となっており、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても、申立人の当該事業所における記号番号払出日は昭和29年3月15日となっており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、業務を引き継いでいるB社に照会したところ、「当時の関係資料が残っていないため、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人に聴取したところ、一人は、「当時、厚生年金保険の加入について選択できたと思うが、具体的な厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。私の場合、臨時職員から厚生年金保険に加入する正社員になることを選択し、給料の受取額が下がったことを記憶している。」、残りの一人は、「本社採用以外の従業員は、職種によって厚生年金保険の加入について選択できたのではないか。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保

険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年から24年まで
② 昭和31年から34年まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①に係るA社及び申立期間②に係るB社における被保険者記録が無かった。

これら事業所において、農林業の作業に従事しており、働いていたことは間違いないので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳では、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人は、それぞれ、「申立人に係る記憶は無く、当時、農林業の作業は周辺地域の人に依頼しており、従業員が自ら行うことは無かったと思う。」、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用については分からない。」と供述していることから、

当時、同事業所では、業務内容によって直接雇用していなかった可能性がうかがえる。

- 2 申立期間②について、社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳では、申立人のB社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

さらに、当該事業所では、「当時の関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚3人は、いずれも申立人に係る記憶は無いとしているほか、それぞれ、「作業場では、繁忙期に季節的に雇用する日雇職員が勤務していた。」、「現場職員は、正社員ではなく、厚生年金保険の適用も無かった。」、「現場職員は、社会保険の適用が無い日雇職員や請負職員が多かった。」と供述していることから、当時、同事業所では、雇用形態によって厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

- 3 申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 20 日から 37 年 4 月 21 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B出張所に勤務していた昭和 32 年 8 月から 37 年 3 月までの期間に係る脱退手当金が支給済みとされていた。
脱退手当金を受給した記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和 37 年 7 月 3 日に支給決定されているなど、社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの2年間分の国民年金保険料を 47 年 6 月に特例納付しており、申立てに係る厚生年金保険被保険者資格の喪失直後の 37 年 4 月には、国民年金の強制加入被保険者であったにもかかわらず、国民年金への加入手続を行っていない。このことから、厚生年金保険被保険者資格の喪失時点では、申立人が、厚生年金保険被保険者期間と国民年金被保険者期間をつなげる明確な意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立てに係る事業所の当時の事業主でもあった申立人の配偶者から聴取しても、厚生年金保険関係の手続等については全く承知していないとの供述しか得られない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 36 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 12 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで
④ 昭和 37 年 5 月 1 日から 39 年 4 月 26 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社退職後に脱退手当金を受給していると言われた。同社を病気入院のため退職し、そのまま県外に転居したことから、社会保険事務所の所在地等も知らず、自分が脱退手当金を請求しているはずが無い。脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人について脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている。

また、上記被保険者名簿により、申立人と同時期に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、かつ脱退手当金の受給資格を有する者 38 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、通算年金制度施行後でありながら、14 人について脱退手当金の支給記録が確認できる上、14 人全員に「脱」の表示が記されている。

さらに、脱退手当金の支給記録が確認できる上記 14 人の支給決定日は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から 1 年以内となっている者が 12 人確認でき、被保険者名簿から名前が確認できた同僚から、「会社から脱退手当金についての説明があったと思う。」との供述が得られていることから判断すると、事業所による代理請求が行われていた可能性が認められる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給対象月数及び支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和39年12月7日に支給決定されているなど、社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 3 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無いとの回答があった。

しかし、医師としてA病院に勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険に加入している同僚もいるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚で、社会保険事務所が保管するA病院の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる医師一人、及び同被保険者名簿において被保険者記録は確認できないが申立人が同病院で申立人の後任として勤務していたと名前を挙げた医師一人は、自身が同病院に勤務していたとするとともに、申立人が同病院に勤務していたことを供述していることから判断すると、申立人が申立期間において同病院に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人がB大学医学部附属病院からA病院に申立人の前任者及び後任者として派遣されていたとして名前を挙げた同僚医師二人についても、上記名簿では被保険者記録は確認できず、申立人を加えた3人は、同病院における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚医師より以前に同病院に派遣された者であると認められるとともに、同病院は、唯一保管している「被保険者資格取得名簿」では、申立人並びに申立人が名前を挙げた申立人の前任者及び後

任者の3人の名前は確認できないものの、社会保険事務所が保管する同病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で名前が確認できる同僚一人については名前が確認できる旨を回答しており、当該記録は、社会保険事務所が保管する同病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と合致する。

さらに、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。